

## 最低賃金額の大幅な引き上げを求める会長声明

1 最低賃金法は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

当会において2016（平成28）年9月9日に発した「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」にて指摘したとおり、最低賃金は、この目的を達成するに足る水準でなければならない。

2 北海道の地域別最低賃金は、昨年10月1日、従前の786円から24円引き上げられ、時給810円に改定された。

しかし、これでは、依然として労働者の生活の安定を達成するに足る水準とは言い難い。フランス、イギリス、ドイツの最低賃金は日本円に換算するといずれも1000円を超えており、北海道最低賃金は国際的に見ても低い水準である。

労働者の生活の安定を確保するためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

3 最も高い東京の最低賃金は時給958円であり、148円の開きがある。このような地域間格差を放置すれば、賃金の高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまい、道東地方の人口減少に拍車をかける事態となりかねない。

貧困問題及び男女間賃金格差も、依然として解消されていない。最低賃金の低さは、貧困状態からの脱出を妨げる大きな要因となっている。

これらの問題を解消し、国民経済の健全な発展を図るために、最低賃金の大幅な引き上げが必要である。

4 したがって、北海道地方最低賃金審議会は、労働者の生活の安定等を確保し、国民経済の健全な発展を図るべく、北海道の最低賃金の大幅な引き上げを図るべきである。

2018（平成30）年5月22日

釧路弁護士会  
会長 荒井 剛